

議員発案第3号

由利本荘市議会会議規則の一部改正について

由利本荘市議会会議規則（平成17年由利本荘市議会規則第1号）の一部を改正する規則（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和7年6月19日提出

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

提出者	由利本荘市議会議員	高 橋 信 雄
-----	-----------	---------

賛成者	同	上	三 浦 晃
-----	---	---	-------

	同	上	大 友 孝 徳
--	---	---	---------

	同	上	佐々木 隆 一
--	---	---	---------

	同	上	佐 藤 正 人
--	---	---	---------

	同	上	栗 野 希 穂
--	---	---	---------

提案理由

会議時間や請願の審査報告について明文化するとともに、現在の社会情勢等と整合性を図るため、規則の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

由利本荘市議会会議規則の一部を改正する規則

由利本荘市議会会議規則（平成１７年由利本荘市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「、参考人」を「及び参考人」に、「第９４条」を「第９４条の２」に改める。

第７条中「すべて」を「全て」に改める。

第９条第２項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第１９条第１項中「、及び」を「及び」に、「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第２項及び第３項中「承認」を「許可」に改める。

第２９条中「、職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従って」に、「、投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第３７条第１項中「聞き」を「聴き」に改める。

第４４条第２項中「審査」を「審査又は調査」に、「会議」を「議会」に改める。

第４５条第２項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第５０条第１項及び第５２条第１項中「すべて」を「全て」に改める。

第５５条第１項中「すべて」を「全て」に改め、同条第２項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第７７条第３項中「すべて」を「全て」に改める。

第１章中「第９節 公聴会、参考人」を「第９節 公聴会及び参考人」に改める。

第８０条第１項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第８４条第２項中「第８３条」を「前条」に改める。

第１００条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第１１４条及び第１１６条第１項中「すべて」を「全て」に改める。

第１１７条第１項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第２項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる」に改める。

第131条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第132条第1項及び第3項中「とる」を「採る」に改める。

第137条ただし書中「とらなければならない」を「採らなければならない」に改める。

第138条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第139条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第141条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「これを請求」を「、これを請求」に改める。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「、外とう、襟巻、つえ、かさ」を「、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改める。

第161条中「ことはできない」を「ことができない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。